

図2: 安全保障輸出管理に係る手続きの流れ

輸出行為を行う場合は、必ず「事前確認」が必要となります。提出された「事前確認シート」により、産学連携係において規制に該当しないことが確認できれば、そのまま輸出等を行っていただけます。該当または判断不能の場合は、より詳細な資料による判定手続き等が必要になります。

